

中運動の故に生活が苦しくなり、二重課税の重く、主として、心身を苦しめ、切迫したる者甚多、故に、本會は、此等苦境に陥る者、其の苦境を救済せんことを、切に希望せしが、

昭和十一年四月八日

東京市丸の内一丁目三番地
日本労働者協会 事務局長 石田

社費として、五月五日迄

芳秘茅六四四辨
昭和十一年五月十六日

警視總監 石田 啓

内務大臣 朝憲之輔 殿
社会局長 官 殿

東京合同タカシ一株式会社同居業者
ノ手議ニ関スル件 (茅三報 解決)

要旨

詳備新法、約束、手議、等、上、野、取、指、同、居、業、者、等、八、會、社、上、運、轉、業、者、
 湯、水、五、個、公、同、以、下、任、下、子、タ、カ、シ、一、株、式、會、社、同、居、取、指、二、於、之、以、上、手、合、同、結、束、セ、ル、
 之、事、近、二、年、統、制、業、此、至、レ、為、由、武、大、少、下、之、為、代、表、八、月、十、日、會、社、上、會、見、結、束、同、居、
 料、納、者、三、對、之、可、以、取、動、金、等、以、手、而、解、決、セ、ル、

